

さいたま市水道局告示第8号

水道局自動車賃貸借（平成31年度その1）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

平成31年2月12日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

水道局自動車賃貸借（平成31年度その1）

(2) 借入場所

仕様書による。

(3) 数量・特質等

ア 数量 4台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

平成31年7月1日から平成36年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「自動車リース」で登載され、引き続き同営業種目で、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 仕様書の貸出

本入札に参加を希望する者は、次により仕様書の貸出を行うものとする。

(1) 提出書類

水道局仕様書貸出申請書

(2) 受付期間

告示の日から平成31年3月4日（月）まで（持参による提出においては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
担当 契約係 電話 048 (714) 3080

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

3(2)に同じ

イ 送付先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(6) その他

郵送希望者については、水道局仕様書貸出申請書の提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

3(5)に同じ

(6) その他

明らかに入札参加資格ないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しない。

5 仕様等に関する質問方法

仕様等に関する質問のある場合は、さいたま市ホームページから質疑応答書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

(1) 提出先

3(3)に同じ

(2) 提出方法

FAXまたはEメール

FAX 048 (832) 3336

Eメールアドレス suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 回答

質問に対する回答は、平成31年3月7日（木）までに競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出者にメールにて行う。

また、競争入札参加資格確認結果通知書の交付を郵送によって希望する者は、同時に質問に対する回答についても郵送で交付を受けることができる。

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(3)に同じ

(2) 交付日時

平成31年3月7日（木）及び平成31年3月8日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月14日（木）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎入札室

(4) 入札及び開札に立会う者

入札及び開札に立会う者は、入札者又はその代理人の1名のみとする。なお、代理人が立会う場合は、入札前に入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を証する委任状の提出をしなければならない。

(5) 入札保証金

契約事務規程第22条第1項第3号の規定により免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月14日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎入札室

(7) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 再度入札

初度入札において、各入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内にはないときは、ただちに再度の入札を行う。その際の再度入札は1回までとする。

また、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者及び初回の入札で無効とされた者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の無効

契約事務規程第27条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、借入場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 本入札における落札決定の効果は、当該調達に係る平成31年度水道事業会計予算の成立を要件とする。